

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	セタテイラーン病院及びチャンパサック県病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	セタテイラーン病院及びチャンパサック県病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,940,000千円 2025.1.31まで	2018.2.9 ビエンチヤンで (同日)	日本側 引原毅在ラオス大使 ラオス側 カンパオ・ウー ンタヴァン外務副大臣	2018.2.22 50号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	310,000千円 2026.12.31まで	2018.6.12 東京で (同日)	日本側 引原毅在ラオス大使 ラオス側 ヱイロード・ス ンダーラーン駐日大使	2018.6.21 215号
ラオス	南部地域における不発弾除去の加速化計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	南部地域における不発弾除去の加速化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	900,000千円 -----	2018.10.8 東京で (同日)	日本側 河野太郎外務大臣 ラオス側 サルムサイ・コ ンマシット外務大臣	2018.10.18 322号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。